

☆☆

かささぎメールマガジン



第 218 号 2026 年（令和 8 年）4 月 30 日

☆☆

佐賀産業保健総合支援センター 発行

<目次>

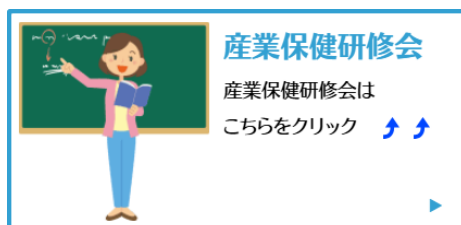
1. 研修会・セミナーの開催について
2. 産業保健相談員による相談窓口のご案内
3. 「治療と仕事の両立支援」定期出張相談窓口のご案内
4. 厚生労働省・佐賀労働局等からのお知らせ
5. 編集後記

1. 研修会・セミナーの開催について

(1) 産業保健研修会

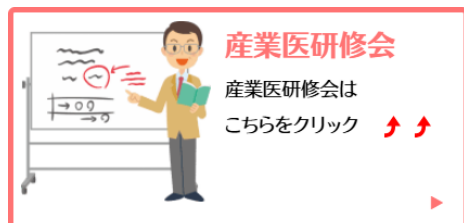
①令和 8 年 5、6 月の研修会について申込受付中です（画像をクリック）。

※令和 8 年度前期（4 月～9 月）の研修日程は[こちら](#)



(2) 産業医研修会

①令和 8 年 5、6 月の研修会について申込受付中です（画像をクリック）。



②認定産業医等の単位取得の各種手続きは、MAMIS（マミス・医師会会員情報システム）のマイページの登録が必要となります。登録は[こちら](#)からお願いします。

【MAMISの登録に関してのお問い合わせ先】

○医師会会員情報システム運営事務局

電話番号 0120-110-030

平日 10:00~18:00 (土日祝、年末年始を除く平日)

お問い合わせフォーム <https://mamis.med.or.jp/contact/>

2. 当センターの定期相談窓口のご案内

経験豊富な産業保健相談員による相談窓口を開設しています！！化学物質管理、メンタルヘルス対策など、一度相談してみませんか。電話相談、当センター事務所への来所(要予約)による相談も可能です。

(1) 5月の開設日

○産業保健相談員(労働衛生工学)

高倉敏行(高倉労働衛生コンサルタント事務所 代表)

・5月22日(金) 14:00-17:00

○産業保健相談員(労働衛生工学)

西村富夫(西村労働安全衛生コンサルタント事務所 所長)

・5月8日(金) 13:00-16:00

○産業保健相談員(カウンセリング)

家永佐智子(産業カウンセラー・保健師)

・5月12日(火) 13:00-16:00

・5月25日(月) 13:00-16:00

3. 「治療と仕事の両立支援」定期出張相談窓口のご案内

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立を支援するため、下記の医療機関にて出張相談窓口を定期開設しています。事業主の方、労働者ご本人、ご家族の方など、さまざまなお立場からのご相談に対応しておりますので、お困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。※当センターHPの両立支援コーナーは[こちら](#)

(1) 5月の出張相談窓口

- ・佐賀大学医学部附属病院 15日(金) 11:30-13:30
- ・佐賀県医療センター好生館 21日(木) 11:00-14:00
- ・唐津赤十字病院 13日(水) 11:00-13:00
- ・嬉野医療センター 14日(木) 11:00-13:00

4. 厚生労働省・佐賀労働局等からのお知らせ

【厚生労働省からのお知らせ】

(1) 令和8年度「全国安全週間」を7月に実施

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

また、令和8年度のスローガンは、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。7月1日（水）から7日（火）までを「全国安全週間」、6月1日（月）から30日（火）までをその準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

○厚労省のweb ページは[こちら](#)

(2) 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

○ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」は[こちら](#)（画像をクリック）



○厚労省のweb ページは[こちら](#)

(3) 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルが公表されました

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法による、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）を踏まえ、「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」（座長：川上憲人 東京大学大学院医学系研究科デジタルメンタルヘルス講座特任教授）において、労働者数50人未満の小規模事業場に即した、労働者のプライ



バシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法等についてのマニュアルを作成いたしましたので、公表いたします。

○小規模事業場向けマニュアル及び周知用リーフレット（画像をクリック）

（４）治療と就業の両立支援指針が公表されました

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から職場における治療と就業の両立支援の取組が事業主の努力義務になりました。治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）は、労働施策総合推進法第27条の3の規定に基づき、疾病を抱える労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものです。

[「治療と就業の両立支援指針」はこちら](#)

（５）高年齢者の労働災害防止のための指針が公表されました

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、高年齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた指針を公表しました。令和8年4月1日より適用されます。

[「高年齢者の労働災害防止のための指針」はこちら](#)

（６）「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」（座長：高田礼子 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授）の報告書において、女性の健康課題に関する項目については、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加することが適当であり、厚生労働省において、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者を繋ぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアル等に示すこととされたところ、今般、当該マニュアルを作成いたしましたので、公表いたします。[実施マニュアルはこちら](#)

【日本産業保健法学会からのお知らせ】

(1) 座談会:化学物質管理の“自律”をどう実現するか—健康障害を予防する次世代のマネジメントへ(全3回)

今回のテーマは「化学物質管理の自律をどう実現するか」。制度・実務・科学の最前線を知る元厚生労働省安全衛生部長半田先生を迎え、これまでの“ルール遵守型”から“自律管理型”への転換について、率直かつ踏み込んだ議論を行いました。

第1回では、「化学物質の自律的管理とは何か」を起点に、性能要件化の本質とともに、発がん性など長期影響をどうコントロールするのかという核心的な課題に迫ります。自律管理は本当に機能するのか—その可能性と限界を探る議論の全貌を、ぜひご覧ください。

第1回目が公表されましたので、[こちら](#)からご覧ください。

全3回シリーズとして公開されます

【労働者健康安全機構からのお知らせ】

(1) 「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」をご活用ください

当機構では、治療就労両立支援センター・治療就労両立支援部が中心となって、全ての疾病を対象とした治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。当マニュアルは、医療従事者や企業の人事・労務担当者、産業保健スタッフの方々にも両立支援の基本的な取組方法をご理解いただけるように構成され、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとしても活用されていますので是非ご活用ください。



5. 編集後記

かささぎメールマガジンをご愛読いただき、ありがとうございます。

先月、「さが桜マラソン2026」のフルマラソンに参加してきました。結果を申し上げますと「爽やかにゴール」というよりも、「なんとか辿り着いた」が正直なところです。

当日は曇り空で寒さもなく、スタート直後は「今日はいけるのでは」と根拠のない自信に満ちていました。しかし20キロを過ぎたあたりから、様子が一変。自分の脚と静かな交渉が始まります。「半分走ったし、ここ吉野ヶ里公園でやめても誰も責めないのでは…」という心の声に対し、「いやいや、それでは編集後記に書けない」と、仕事の都合で自分を奮い立たせる場面もありました。

そんな中、ボランティアスタッフや沿道からの応援はまさに“特効薬”でした。「頑張れー！」という声に背中を押され、ついペースが上がるものの、その数分後にはしっかりツケが回ってくるあたり、私の体はどこまでも正直なことに気づかされました。それでも、見ず知らずの方々からの温かい声援は、何よりのエネルギー源になり、ゴールまで導いてくれました。「無理は禁物」が大原則ですが、時にはこうした“少しだけ無理をした達成感”も、心の健康には良い刺激になるのかもしれない。今のところ、懲りずに来年も挑戦するつもりです。

今回、私は応援される側でしたが、産保センターとしましては、さまざまな立場や状況にある方々をそっと後押しできるような存在でありたいと考えております。走る人も、歩く人も、立ち止まる人も、それぞれのペースで進んでいけるように——そんな思いを込めて、これからも皆さまを応援して参ります。本年度もどうぞよろしくお願いたします。

◇∞∞◇

★佐賀産業保健総合支援センターでは、産業医や事業場の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。産業医学・労働衛生工学等各専門分野の相談員等が対応し、問題解決に向けた助言をさせていただきます。特に職場の労働衛生環境については実地を拝見しての改善アドバイスも行っております。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

★メルマガ変更・配信中止のご通知は、「メルマガメールアドレス変更」または「メルマガ配信中止」と件名にご記載の上、sanpo41-8@sagas.johas.go.jpにメールを送信してください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階
TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887
●ホームページ <https://www.sagas.johas.go.jp/>
●Eメール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

◇∞∞◇